

亀山市消防本部障がい者活躍推進計画

機関名	亀山市消防本部
任命権者	亀山市消防長
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）
亀山市消防本部における障がい者雇用に関する課題	<p>亀山市消防本部では、消防吏員が障がい者の促進等に関する法律の定めるところによる除外職員であることから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>また、これまで在職中に障がい者となった職員（以下「中途障がい者」という。）は発生しておらず大きな問題は生じていない。しかしながら、業務の特性上、不慮の事故等による中途障がい者の発生は否めず、今後においても継続的な組織体制の整備について検討が必要である。</p>
目標	
① 採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
② 定着に関する目標	障がい者の活躍できる部署等の体制整備を行う。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として消防総務課長を選任する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者の雇用事実が発生した段階で障がい者である職員の相談窓口を消防総務課に設置し、部内掲示板等に周知する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任者が資格要件を満たさない場合には、資格認定講習を受講させます。</p>
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○中途障がい者により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合、負担なく遂行できる職務の選定、創出について検討する。</p> <p>○当人と定期的な面談を行うほか、業務が適切に調和できているか継続的に確認及び評価を実施し、必要に応じて検討する。</p>
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、定期的な面談を通じて、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
4 その他	<p>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>